第27回食品の表示に関する共同会議

厚生労働省 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会 食品表示調査会

農林水産省 農林物資規格調査会表示小委員会

日時:平成18年2月7日(火)

10:00~12:00

場所:日本郵政公社本社

2階共用会議室A~D

議事次第

- 1. 開会
- 2. 議事
 - (1) 加工食品の原料原産地表示について
 - (2) その他
- 3. 閉会

配付資料

資料1 原料原産地表示の対象の見直しについて

原料原産地表示の対象の見直しについて

検討事項の整理

<検討事項1>

20食品群を選定した考え方を現時点で変更するのか

<検討事項2>

義務化対象品目だけ、原料原産地表示すればよいのか

<検討事項3>

今後、原料原産地表示の 対象品目選定要件を見直 す場合の検討事項・課題等

- 直ちに新たな考え方を導入するのは難しいのではないか
- 20食品群を選定した考え方に基づき、製造・流通の実態の変化を踏まえた対象品目の見直しをすることができるのではないか
- 実行可能性に問題がある品目を、表示義務対象とするには無理がある
 - 複数の原産国原料の切り替え
 - ・輸入された中間加工品
- 消費者に知る権利があるが、 すべてに義務表示を行うことは 困難
- 事業者による情報開示など消費者に誤解を与えない情報提供が必要

今回の義務化対象品目 の見直しの考え方

任意表示の推進

今後の課題の整理

<検討事項1> 今回の義務化対象品目の見直しの考え方

- (1) 共同会議における意見の整理
- ※ 各委員から出された意見から関連するものを記載したが、他の事項に関連している指摘もある。
- 20食品群選定の考え方(別紙)を変更するのか、基本的な考え方から再度検討するのか。
- 20食品群選定の考え方に基づき、加工度をあげていくということでの拡大には無理がある。
- 20食品群選定の考え方を、現時点で変更するのは難しい。また、この考え方は現時点でみても良い考え方である。
- 20食品群選定の考え方を変えなくても、品目によってはその後の実態の変化により 線上に上がってくるものがあるのではないか。
- 20食品群の実際の選定においては、品目一律の考え方を導入することとして、基本的には1次加工という考え方に立ったが、必ずしも1次加工のみの視点で選定したということではなかった。
- ・ 表示の実行可能性(原産地の切り替え、中間加工品)について、考慮する必要がある。

(別紙) 原料原産地表示を20食品群に義務づけた際の考え方

(「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向 報告書」(平成15年8月6日)を基に作成)

(加工食品の原料原産地表示の目的)

消費者の適切な選択に資する観点から、商品の品質に関する情報を適切に提供し、加工食品の原産地に関する誤認を防止する。

(義務表示対象品目の選定要件)

- ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
- ② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

①の要件については、具体的には、

- ・ 加工の程度が比較的低い、言い換えれば生鮮食品に近い加工食品であること
- ・ 原産地によって原料の品質に違いが見られ、商品の差別化(価格等を含む)がされている こと
- ・ 原料の調達先が海外も含め多様であること 等の要素を総合的に勘案する必要がある。

(2) 今回の原料原産地表示の義務化対象品目の見直しについての考え方(案)

- 今回は「20食品群選定の考え方」に基づき検討を行い、新たな考え方の導入はしない。
- 具体的な義務化対象品目の選定においては、以下の点及び、消費者を含めた関係者からの意見等を踏まえて総合的に判断する。
- (1) 20食品群選定の考え方である、
 - ①原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目
 - ②製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品との考え方を基本とする。
- (2) (1) の考え方を基に、製造、流通の実態が大きく変化したと考えられるものについては、(1)①の具体的要件において、原産地によって原料の品質に違いが見られ商品の差別化がされていることや、原料の調達先が海外も含め多様であること等の要件などを勘案する。
- (3) 実行可能性としての問題が無いこと。

<検討事項2> 任意表示の推進

- (1) 共同会議における意見の整理
- ※ 各委員から出された意見から関連するものを記載したが、他の事項に関連している指摘もある。
- 消費者には情報を得る権利がある。情報はできるだけ出すことが基本。
- 一概に表示を義務づけせよということではないが、任意表示とした場合に、どこまで実行されるのか。
- 消費者は表示が頼りであり、製造業者はその信頼に応えることが必要。
- 任意表示を行う場合に、優良誤認を招いたり、製造業者にとって都合の良い情報のみを提供されても問題。
- 義務表示は、小規模事業者が対応できないような過重な負担とならないように配慮する必要。
- リンゴ果汁において、国内産地と結びついた原産地表示の取組が行われている。
- 表示を行うための費用対効果を考える必要。

(2) 任意表示についての考え方(案)

- 消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりを踏まえ、事業者が消費者に対し、 義務表示事項だけでなく、飲食料品の生産過程を含む「品質」に関する正確な情報 を自ら積極的に開示することは、消費者の利便の一層の向上につながるだけでなく、 事業者にとっても消費者から高い評価を得る絶好の機会となると考えられる。
- 情報開示にあたっては、消費者に誤認を与えないような表示となるよう留意する 必要がある。
- 〇 情報提供方法の検討
 - (1) 商品への表示
 - (2) 製造業者のホームページにおける情報提供
 - (3) お客様相談窓口等消費者からの問い合わせへの対応
- 生産情報公表JAS、あるいは地産地消や地域ブランド等の動きなど、産地、地域、 製造業者のこだわりなどを活かした取組との連携

(参考) 原料原産地表示の義務化対象以外のものへの原料原産地表示について

加工食品品質表示基準(抄)

第4条

- (8) 原料原産地
- 3 対象加工食品にあっては主な原材料以外の原材料の原産地を、対象加工食品以外の加工食品にあって は原材料の原産地を第1項第8号アから才までの規定(注:原料原産地表示の具体的な方法の規定)により 記載することができる。この場合において、これらの規定中「主な原材料」とあるのは、「原材料」と読み替え るものとする。

第5条

特定の原産地のもの、有機農産物、有機農産物加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、第4条第1項第8号(注:原料原産地表示の規定)及び第3項(注:原料原産地表示の義務対象外の品目についての規定)の規定により表示する場合を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は第3条第1項第2号の原材料名の次に括弧を付して記載すること。ただし、その割合が100%である場合にあっては、割合の表示を省略することができる。

- (1) 特色のある原材料の製品の原材料に占める重量の割合
- (2) 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料をあわせたものに占める重量の割合

(第4条関係の表示の例)

加工食品の原料原産地表示の対象品目 で50%以下の原材料を表示する場合

(ねぎま串セット(鶏肉60%、ねぎ40%)のねぎ)

名称 : ねぎま串

原材料: 鶏肉(ブラジル産)、ねぎ(国産)

内容量: 200グラム 消費期限: OOO 保存方法: ××× 製造者: ΔΔΔ 加工食品の原料原産地表示の対象外の品目の原材料を表示する場合

(豚汁の豚肉、たまねぎ、大根、にんじん等)

名称 : 豚汁

原材料: 豚肉(デンマーク産)、たまねぎ (国産)、

大根(国産)、にんじん(国産)、調合みそ、・・

内容量: 200グラム

消味期限:〇〇〇 保存方法:×××

製造者 :△△△

(第5条関係の表示の例)

(商品パッケージに表示する場合)

豚汁 (<u>デンマーク産豚肉100%使用</u>)

この製品に使用している豚肉は、デン マーク産です。 (原材料名表示に括弧を付して表示する場合)

名称 : 豚汁

原材料: 豚肉(デンマーク産)、たまねぎ、

大根、にんじん、調合みそ、・・・・

内容量: 200グラム

消味期限:〇〇〇 保存方法:×××

製造者 :△△△

(参考) 産地を強調した表示に関するルール(誤認防止)

20食品群への拡大の際に、「〇〇産××」という表示については、「原料の産地」と「加工地」とが紛らわしいため、原料原産地、加工地が明確になるよう考え方を整理して示した。

(参考)「外食における原産地表示のガイドライン」で示された原産地表示を行う 原材料

- ① メニューの主たる原材料
- ② メニュー名に用いられている原材料
- ③ こだわりの原材料 このほか、
- ④ 売れ筋メニューや定番メニューについては、上記①~③以外の原材料について も積極的に表示
- ⑤ 地産地消の取組や農業との連携等により安定した調達に取り組んでいる事業者 は表示方法を工夫し、より多くの原材料の原産地を表示

<検討事項3>今後、義務化対象品目の選定要件を見直す場合に考慮すべき事項

- (1) 共同会議における意見の整理
- ※ 各委員から出された意見から関連するものを記載したが、他の事項に関連している指摘もある。
- 消費者には知る権利があるが、すべてに表示を義務づけるということではない。
- 「義務表示」と「任意表示」の意味を踏まえた検討が必要
- 実行可能性や費用対効果を考慮する必要がある。
- 日本産の原料を海外で加工して日本に再輸入する事例もあるが、このような場合の原料原産地はどうなるのか。
- 加工食品の原材料として使用されるものには表示義務がない。
- 生鮮食品を消費者が選択する時には、原産地情報の持つ意味は大きい。一方、加工食品の場合、原料の産地に関係なく優れた加工技術により製品の品質を一定に保っている。
- 原産地が品質に影響という判断基準は、個人により違うのではないか。

(2) 今後、義務化対象品目の選定要件を見直す場合に考慮すべき事項(案)

- 消費者が原産地情報を必要と考える品目とは何か?という視点での検討が必要。
- 実行可能性について検討する必要がある。
- → 「複数の原産国の原材料を混合・切り替えて使用する場合」に、国名まで表示を求めず「外国産」との表示、あるいは、使用する可能性のある国を全て表示するなど表示方法の変更を含めて検討を行う。
- → 「中間加工原料を使用した場合」に、原料原産地ではなく中間加工原料を製造した 国名を記載するなど表示方法の変更を含めて検討を行う。
- → 製造工程の国際化を踏まえて、最終製品の表示のあり方を考える必要がある。
- 任意表示の推進状況等を踏まえて検討する必要がある。ただし、任意表示ができることと、義務化することは異なることに留意する。
- 限られた表示スペースで真に伝えるべき情報とは何か、義務化して表示させるべきことは何か、表示事項全体の中で考える必要がある。
- 原料原産地情報の提供を進めるためには、原材料の流通段階における情報伝達が的確に行われることが必要となる。

今後の予定

(共同会議)

第27回(今回) これまでの議論の整理

第28回 報告書(案)のとりまとめ

- (1) 今回の義務化対象品目の見直しについて
- (2) 任意表示の推進について
- (3) 今後、義務化対象品目の選定要件を見直す場合に考慮すべき事項について
- ※ 以後、パブリックコメント、意見聴取などを実施し、義務化対象品目の見直し内容等について決定する。